

- 三浦 文夫（日本社会事業大学教授）
 矢野 聡（東京海上メディカルサービス調査役）
 和田 敏明（全国社会福祉協議会高年福祉部長）
 幹事 柄本一三郎（社会保障研究所研究員）
- 4 家族の変容と社会保障分科会
 網野 武博（日本総合愛育研究所研究第5部長）
 川名 英子（経済企画庁経済研究所次長）
 木村 陽子（奈良女子大学助教授）
 武川 正吾（中央大学助教授）
 都村 敦子（日本社会事業大学教授）
 山田 昌宏（東京学芸大学専任講師）
 渡辺 秀樹（電気通信大学助教授）
 幹事 下夷 美幸（社会保障研究所研究員）
 大本 圭野（社会保障研究所主任研究員）
- 5 労働の変容と社会保障分科会
 城戸 喜子（聖学院大学教授）
 佐藤 厚（東京都立労働研究所研究員）
- 田辺 忠史（上智大学大学院生）
 土田 道夫（独協大学助教授）
 野呂 芳明（東京学芸大学助手）
 幹事 下平 好博（社会保障研究所研究員）
- 6 社会保障計量モデル分析分科会
 岸 功（大正大学助教授）
 幹事 曾原 利満（社会保障研究所主任研究員）
 栗沢 尚志（社会保障研究所研究員）

本研究会は、上記のように6つの分科会に分かれて研究を進め、研究結果の報告もこの分科会ごとに行うことを予定している。まず、本号では、「年金分科会」と「社会保障計量モデル分析分科会」の報告を行う。『季刊・社会保障研究』の第26巻第1号（平成2年6月刊行予定）には、「健康と社会保障分科会」の報告を収載する予定である。「福祉サービス分科会」、「家族の変容と社会保障分科会」および「労働の変容と社会保障分科会」の研究結果は、平成2年に所内研究資料として刊行する予定である。

（文責：堀 勝洋）

公的年金制度の成熟時の給付と負担

花 田 恭

I はじめに

公的年金制度は高齢者の所得保障の中心であり、企業年金および個人年金等の補完的制度の設計および運営は公的年金制度の基盤の上にある。個人の立場からみても、40年近く保険料を納め、20年

前後年金を受給するという一生の大半にかかるものであり、老後のための貯蓄等の自助努力をはじめとする生活設計も公的年金制度の給付と負担の程度に大きく影響を受ける。したがって、公的年金制度の財政は長期的に安定したものでなければならず、また、給付と負担の水準の将来見通しを明確にしつつ運営されなければならない。このた

め、各公的年金制度では少なくとも5年ごとに財政再計算を行い、制度の見直しを行ってきたところである。しかるに、現在、公的年金制度は6つの法律による制度に分立し、財政再計算は各制度の改正案と直近の状態に基づいて行われるため、それぞれの再計算結果を合算して公的年金制度の将来像を描くことは困難である。また、年金支給開始年齢をはじめとする制度改正も不可避であり、さらに、平成7年度を目途に公的年金制度は一元化されることとなっている。

ここでは、21世紀の前半頃を想定し、わが国の社会が高齢化のピークに到達しているとして、公的年金制度の年金財政を検証しつつ、給付と負担の水準および設計に検討を加えることとする。

財政計算の前提として、現行の分立している被用者年金制度は統合によるにせよ財政調整によるにせよ、各制度の独自の部分を除き同一給付および同一負担であり、財政的にもひとつのものとみなすことができることとする。また、種々の経過措置は終了し、あるいは、無視できるものとなっているとする。さらに、年金の財政方式は制度の成熟化に伴い、現行の修正積立方式から賦課方式に移行しているものとする。

給付と負担の水準の検討には、年金支給開始年齢、給付乗率、年金改定方式、国庫負担割合等、現行制度にとらわれることなくさまざまに変化させて、給付と負担の均衡を測定する。この場合に、価格表示として平成元年度価格を用いるが、報酬比例部分も基礎年金部分も長期的にみれば報酬の上昇率で年金額が改定されていくので、報酬に対する相対的な価値で計測するものである。

各制度の財政再計算は財政の将来見通しを行い、その結果に基づいて給付を改定し、次期財政再計算までの保険料(率)を計画的に決定することにその目的があるが、この研究は人口の高齢化という枠組みのなかで、給付および負担の改定の相対的影響を計量的に検討するものであり、保険料(率)の推計自体に目的があるのではない。すなわち、公的年金制度の給付設計の変更について、年金財政の均衡の観点からは、どの程度の余地があるのかを把握するところに研究目的があると考えられる

のである。

II 将来人口と被保険者数

(1) 将来人口

西暦2000年以降の特定年次の将来推計人口は、戦後のベビーブームによる年齢構造の波動があり、賦課方式による年金財政にその及ぼす影響は小さい。そこで、厚生省人口問題研究所の将来推計人口[1]をもとに、その中位推計で高齢化がほぼピークに到達する2020年以降、2060年まで10年ごとの人口を、性・年齢5歳階級別に平均して、21世紀前半の将来人口として設定した。

図1がその将来人口の人口ピラミッドであり、このような年齢構造の人口は、総人口が緩やかに減少していきつつ、年齢構造は不変に保たれるようになっていくので、安定人口¹⁾に近づくものである。65歳以上人口の総人口に対する割合は、昭和60年の10.3%がこの21世紀の人口では23.2%へと上昇し、65歳以上人口の20~59歳人口に対する比率は、昭和60年の18.3%が48.8%へと急上昇している。すなわち、年金受給者世代の1人を被保険者世代の2人で支えることになっている。65歳の平均余命は昭和60年で男15.52年、女18.94年であるが、これがそれぞれ17.71年、21.64年に伸長すると仮定している。

将来人口推計によれば、65歳以上人口割合が最も高くなるのは、2045年頃で24.14%であり、65歳以上人口の20~59歳人口に対する比率は、2040年頃でピークの52.3%になるので、ここで仮定した

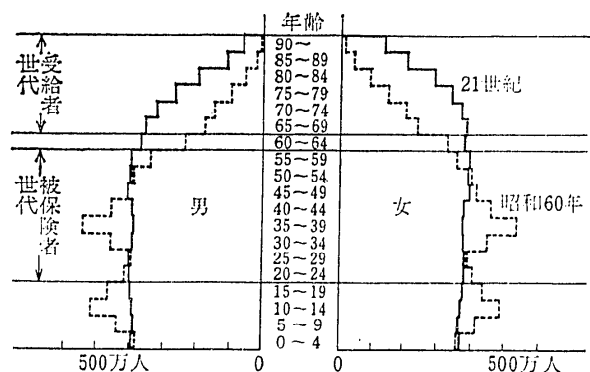


図1 21世紀と昭和60年の人口ピラミッド

21世紀前半の人口構造は、これらのいわば瞬間的な高齢化のピークではなく、高齢化の高原状態を表すものといえよう。

(2) 被保険者数

この将来人口をもとに、国民年金の被保険者数を性・年齢5歳階級・被保険者種別に推計した。

直近の加入率と過去の加入率の推移をもとに、平成元年（第114国会）に提出された改正法案に従って、学生の国民年金への強制適用を考慮し、5人未満事業所の厚生年金保険の適用の推進、20～24歳および35歳以降の女子の雇用率の上昇、厚生年金保険の支給開始年齢の65歳への引き上げに連動する60～64歳の雇用率の上昇を勘案することによ

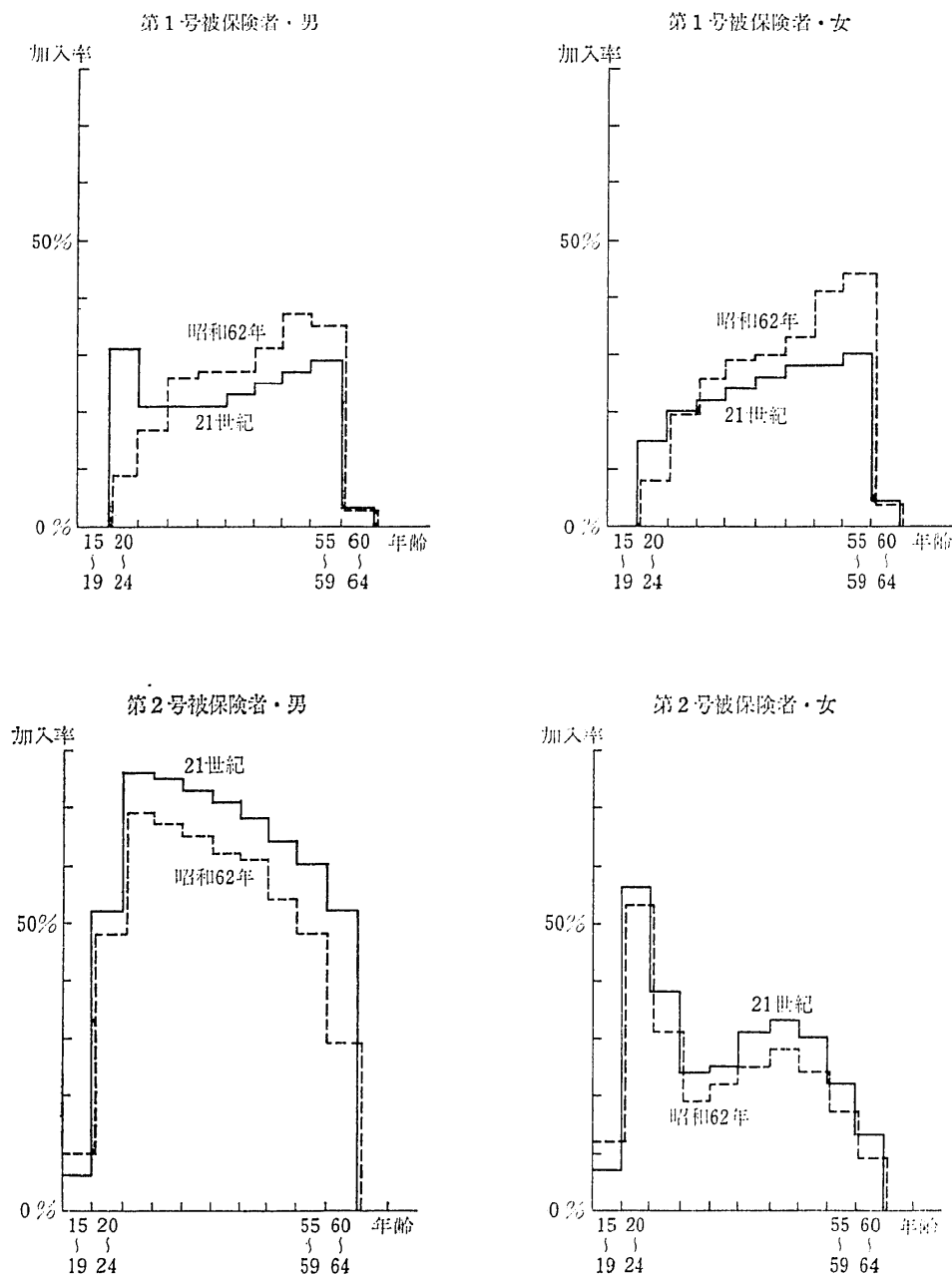


図2 被保険者の加入率

り、将来の加入率を設定した。共済年金については、加入率は全体として不変であるが、年齢別の調整を行った。また、国民年金の第1号被保険者数と第2号被保険者数の和を求め、その対人口比と将来にありうべき労働力率および失業率を勘案して調整を行った。第3号被保険者の加入率は、男子については上昇させたがその絶対値はごく小さく、女子については第1号被保険者と第2号被保険者の加入率の残余でほぼ決定される。女子の第3号被保険者数は、男子の第2号被保険者数の増加に伴い増加するが、女子の第2号被保険者数の増加により減少すること、および、若年において晩婚化の傾向があることから、加入率は現在の水準と同程度となる。仮定した第1号被保険者と第2号被保険者の加入率は図2のようである。

以上のように設定した加入率に、人口を乗じて被保険者数を求め、さらに、国民年金の第1, 2, 3号被保険者数の和を、性・年齢5歳階級別に人口と比較した。この差は任意適用者、未適用者、障害年金等の年金受給者、および、在外邦人の任意加入者によるものである。この差が妥当な範囲にあるかどうかを確認した。被保険者数は表1に示すように、第1号1,550万人、第2号3,440万人、第3号1,100万人となっている。これらを、現在の被保険者数と比較すると、第1号被保険者数は400万人程度減少し、第2号被保険者数は約100万人増加し、第3号被保険者数は微減となる。第2号および第3号被保険者数は、加入率の変化を人口の変化で打ち消すように働いたため大きな変化ではない。なお、このような加入率の設定は予測というものではなく、ひとつのシナリオというべきものであり、特定の仮定値の場合に制度の財政がどうなるかという影響の程度を計測するためのものである。

(3) 保険料・拠出金算定対象者数

ここでは、第1号被保険者の80%が保険料を納付しており、15%が保険料免除者、残りが未納者とした。この第1号被保険者数のうちの保険料納付済み者数と第2号被保険者数のうちの20~59歳の者の数、および、第3号被保険者数を加えると

基礎年金の拠出金算定対象者数となり、21世紀において表2に示すように5,490万人と推計される。

III 基礎年金制度

(1) 基礎年金受給者数

遺族基礎年金は18歳未満の子がいることを受給要件としているので、受給期間は短く受給者数は少ない。また、被保険者期間が短期で発生するので、現在でもすでに成熟しているとみられる。厚生省の昭和59年財政再計算[2]では、遺族基礎年金受給者数はほぼ28万人程度で推移すると見通されている。ここでは同再計算に使用された将来推計人口（昭和56年11月推計）[3]の将来生命表の死亡率から、本稿で用いている将来推計人口の将来生命表の死亡率が低下した分、遺族年金の発生率は低下するとした。また、第1号被保険者数と第2号被保険者数の合計が、昭和59年財政再計算よりも本稿のほうが増加していること等を勘案すると、総合して14%減少することとなり、遺族基礎年金受給者数は24万人と推計される。

障害基礎年金については、20歳前の障害による基礎年金と被保険者になってからの障害による基礎年金（便宜上ここでは20歳後障害基礎年金という）とがある。

20歳前障害基礎年金受給者数について、昭和59年財政再計算では、2000年以降は69万人からやや減少し66万人程度でほぼ一定となると推計してい

表1 被保険者数

(単位: 万人)

性別	第1号	第2号	第3号	計
男	790	2,370	10	3,170
女	760	1,070	1,090	2,920
計	1,550	3,440	1,100	6,090

表2 拠出金算定対象者数

(単位: 万人)

性別	第1号	第2号	第3号	計
男	630	2,150	10	2,790
女	610	1,000	1,090	2,700
計	1,240	3,150	1,100	5,490

表 3 基礎年金受給者数

(単位: 万人)

年金種別	男 子	女 子	計
老 齢 基 礎 年 金	1, 160	1, 490	2, 650
20歳前障害基礎年金	40	30	70
20歳後障害基礎年金	40	30	70
遺 族 基 礎 年 金	10万未満	20	20
計	1, 240	1, 570	2, 810

る。ここでは、この66万人に本稿の20歳未満人口と昭和56年11月推計の同時期の20歳未満人口比を掛けて、20歳前障害基礎年金受給者数を67万人と推計した。

20歳後障害基礎年金については、昭和59年財政再計算と昭和55年財政再計算[4]の障害の発生率を比較すると、全体として低下傾向にあることから、被保険者数の年齢分布も考慮したうえで、昭和59年財政再計算よりも発生率が20.7%低下するものとした。被保険者総数は昭和59年財政再計算の数値よりも、本稿のほうが2.4%増加している。これらを総合し、昭和59年財政再計算で86万人と見込まれている20歳後障害基礎年金受給者数は、本稿では71万人と推計される。

20～59歳人口に対する拠出金算定対象者数の割合を65歳以上人口に掛けると、ほぼ老齢基礎年金受給者数となる。しかし、このなかには、遺族基礎年金および障害基礎年金の受給者、加入期間が25年に達せず老齢基礎年金に結びつかない者等も含まれることになる。そこで、その分を減じて、老齢基礎年金の受給者数を2,540万人としたが、これは全員が40年加入（保険料納付済み期間）と仮定した場合に相当する。平均加入期間を37年とすると、老齢基礎年金受給者数は2,750万人と推計される。なお、この他に免除期間に係る老齢基礎年金受給者数を同様に推計すると、110万人程度となる。

以上の受給者数をまとめると表3のようになる。ここで性別に推計していなかった障害基礎年金については、性別の障害発生率を参考に推定した。これらの受給者のうち65歳以上の者の数と65歳以上人口を比較すると、無年金者数が推定できる。これは、前述のように平均加入期間の設定等で大

きく変化するのであるが、90万～150万人、65歳以上人口の3～5%になると推計される。

(2) 基礎年金給付費

本稿では、年金額および標準報酬月額等、以下において仮定する金額はすべて第114国会提出の国民年金法一部改正法案要綱および関係資料[5]によることとし、したがって、平成元年度価格で表示するものとする。また、遺族基礎年金の加算対象となる子の数、障害等級割合等の種々の仮定についてはその根拠をいちいちあげないが、前述の再計算資料および社会保険庁の事業年報[6]を参考にして設定した。

遺族基礎年金の平均年金額は、66万6,000円（月額5万5,500円）に、子の加算の19万2,000円が平均1.5人分加算されて、95万4,000円とした。これに受給者数を掛けると、遺族基礎年金の給付費は2,300億円となる。

障害基礎年金の年金額は、1級が83万2,500円、2級が66万6,000円であるが、1級障害の割合が55%であると仮定し、平均年金額を75万8,000円とした。これに受給者数を掛けると、障害基礎年金の給付費は、20歳前障害分が5,100億円、20歳後障害分が5,400億円となり、合計で1兆500億円となる。

老齢年金については、加入期間40年換算で、年金額66万6,000円に受給者数を掛けて給付費は16兆9,400億円となる。このほかに、免除に係る給付費が、40年加入の年金額の3分の1の22万2,000円に受給者数を掛けて、2,500億円と算定される。両者を合計して、老齢基礎年金の給付費は、17兆1,900億円となる。

以上の給付費を合計すると、基礎年金給付費は総額で18兆4,700億円と推計される。

(3) 拠出金算定対象額および国庫負担額

20歳前障害基礎年金給付費5,100億円の40%と、免除期間に係る老齢基礎年金給付費2,500億円の全額が、特別国庫負担額であり4,500億円となる。

拠出金算定対象額は、基礎年金給付費18兆4,700億円からこの特別国庫負担額4,500億円を減じた

額であり、18兆200億円である。

拠出算定対象額の3分の1が国庫負担で賄われるので、6兆100億円が拠出金に係る国庫負担額となる。これに特別国庫負担額を加えて、国庫負担額は6兆4,600億円となる。

(4) 保険料および拠出金

拠出金算定対象額は、各制度が拠出金算定対象者数に応じて負担するので、被用者年金制度の拠出金は13兆9,500億円となる。これは、拠出金算定対象額の77%にあたる。なお、1人当りの拠出金単価は年額で32万8,000円となる。

拠出金算定対象額から被用者年金制度の拠出金を減じた額が、国民年金の拠出金相当額であり、4兆700億円である。このうち3分の2が国民年金保険料から賄われることになる。1人当りにすると拠出金単価の3分の2であるので、年額21万9,000円、月額にすると1万8,200円となる。これは、純賦課保険料である。

なお、これがそのまま国民年金の保険料となるのではなく、積立金²⁾の運用による利子収入等による分、減額した額となる。積立金は年度の支出の何倍あるかで測られるが、例えば、これがほぼ支出に等しい程度であるとする。支出はほぼ拠出金相当額と考えてよいので、保険料収入に対しては、2分の3倍した1.5年分あることになる。運用利率から年金改定率を除いた実質利率が年1.5%とすると、その1.5倍の2.3%だけ保険料が減額される。積立金が支出の2年分あれば、保険料は4.5%減額できることになる。このように、実質利率の高低と積立金の規模で徴収保険料は大きく変わり、純賦課保険料1万8,200円のかなりの程度減額されうるものである。

以上、基礎年金制度についてみてきたが、国民年金には基礎年金のほかに、独自給付として第1号被保険者を対象とする付加年金がある。また、改正案では付加年金を含み上乘せ給付を行う国民年金基金制度の実施が図られている。しかしながら、国民年金基金は任意加入の制度であり、財政方式も積立方式となっているので、本研究では除外した。

IV 被用者年金制度

(1) 受給者数

ここでは21世紀前半頃における公的年金制度を考えており、厚生年金保険と共済組合の年金制度は、給付について共通のいわゆる2階部分を有することになろう。これ以外は職域年金として制度ごとの独自給付とされることとし、この推計からは除外した。また、現行の厚生年金基金制度では、厚生年金本体の代行部分を含んでいるが、推計の便宜上ここでは代行をしていないものとした。

昭和59年財政再計算では、遺族年金受給者数は2035年頃に652万人でピークになり、2050年で591万人までなだらかに減少していくと見通されている。ここでは、この遺族厚生年金受給者数をもとに、本稿の第2号被保険者数と昭和59年財政再計算による厚生年金被保険者数との比、および、第3号被保険者数の第2号被保険者数に対する比の違いにより推計すると、被用者年金制度の遺族年金受給者数は679万人となる。

障害年金受給者数も同様に、昭和59年財政再計算をもとに、被保険者数の比を掛けて算出し、さらに、障害脱退率の低下傾向を見込むと、53万人と推計される。このうち1級障害者数が15%で8万人、2級障害者数が40%で21万人、3級障害者数が45%で24万人とした。

老齢年金受給者数は性別に、被用者年金制度への加入期間が25年以上の者と25年未満の者に分けて行った。まず、被保険者世代の人口に占める第2号被保険者の割合を、受給者世代の人口に掛けて、全員が40年加入としたときの受給者数を得る。次に、20歳未満と60～64歳の加入者に対応する分を加算した。この40年加入換算の老齢年金受給者数は、男子990万人、女子600万人となった。次に、平均加入期間を、男子で25年以上の者について平均38年、25年未満の者は18年とし、女子の25年以上の者は平均33年、25年未満の者は15年として、平均加入期間と受給者数の積、すなわち延べ加入期間が等しくなるように受給者数を配分した。被用者年金制度の老齢年金受給者数は、男子の加入

表 4 被用者年金受給者数

(単位: 万人)

年金種別	男子	女子	計
老齢年金 (25年以上)	940	300	1,240
老齢年金 (25年未満)	230	930	1,160
(40年換算)	(990)	(600)	(1,590)
障害年金	40	10	50
遺族年金	10万未満	680	680
計	1,210	1,920	3,130

期間25年以上（旧法の老齢年金相当）が940万人、25年未満（旧法の通算老齢年金相当）が230万人、女子の25年以上が300万人、25年未満が930万人となる。

もとより、このような加入期間による振り分けはかなりの程度、意図的に変化させることができるが、延べ加入期間の枠のなかで、65歳以上の人口、老齢基礎年金受給者数等との比較において妥当なところを求めてみたものである。

以上による被用者年金制度の受給者数を性別に推定したものを表4にまとめた。

(2) 給 付 費

まず、遺族年金の平均単価を設定する。昭和62年度の新規裁定の遺族厚生年金の平均年金額には、経過的な寡婦加算が含まれている。これは、新法施行日前に公的年金加入期間を有していないときに、65歳以後に支給される老齢基礎年金の額が、65歳未満に支給される中高年の寡婦加算より低額にならないようにするためのものであり、将来の年金財政としては基礎年金に吸収されるものである。したがって、この分を減額し、さらに、平成元年度価格にするために、1.063³⁾を掛けて遺族年金の単価を月額5万4,300円とした。これを年額にし受給者数を掛けて、被用者年金の遺族年金の給付費は、4兆4,200億円となる。

障害年金は、障害等級別に昭和62年の障害厚生年金の平均年金額を平成元年度価格に換算し、前記の障害等級割合で平均した結果、月額を5万6,300円とした。これを年額にし受給者数を掛けて、障害年金の給付費は3,600億円となる。

改正法案の資料から、平成元年度の現役男子の

標準報酬月額を28万8,000円とした。これに昭和62年度の厚生年金保険の実績の男女比から、現役女子の標準報酬月額は16万2,000円とした。40年加入の男子の平均年金額は8万6,400円、女子は4万8,600円となる。これらと、40年加入換算の受給者数から、被用者年金の老齢年金給付費は13兆8,000億円となる。

以上を合計すると、被用者年金制度のいわゆる2階部分の給付費は、18兆5,800億円となる。

(3) 総報酬額

性別に年齢別昇給指数として、昭和59年の厚生年金保険の財政再計算の数値を使用した。この昇給指数と年齢5歳階級別の被保険者数から、男子の平均報酬月額が28万8,000円、女子で16万2,000円となるように、性・年齢階級別の報酬月額を設定した。この報酬月額に被保険者数を掛けて合計することにより、総報酬額は102兆6,700億円となる。

(4) 保険料率

被用者年金制度が負担する拠出金は、13兆9,500億円であった。このうち3分の2が保険料で負担すべき額であり、9兆3,000億円である。これに、独自給付の給付費18兆5,800億円を加えると、27兆8,800億円が保険料で賄うべきものとなる。これを総報酬額で割り算すると、保険料率が求まり27.2%となる。これを労使折半で負担することとなる。

これも基礎年金の保険料と同様に、実際に徴収する保険料率は、積立金の利息収入等でこの純賦課保険料率よりも低率となる。例えば、拠出金と給付費を合わせた支出は、32兆5,300億円であるが、この1年度分の積立金があるとする、積立金を実質的に維持するとしても、利率と年金改定率の差の実質利率による利息を支出してもかまわない。この利息は、実質利率を1.5%とすると4,900億円になり、これを総報酬で除して保険料率に換算すると約0.5%になる。したがって、積立金額の水準によって、徴収する保険料率はかなりの程度変化するのである。

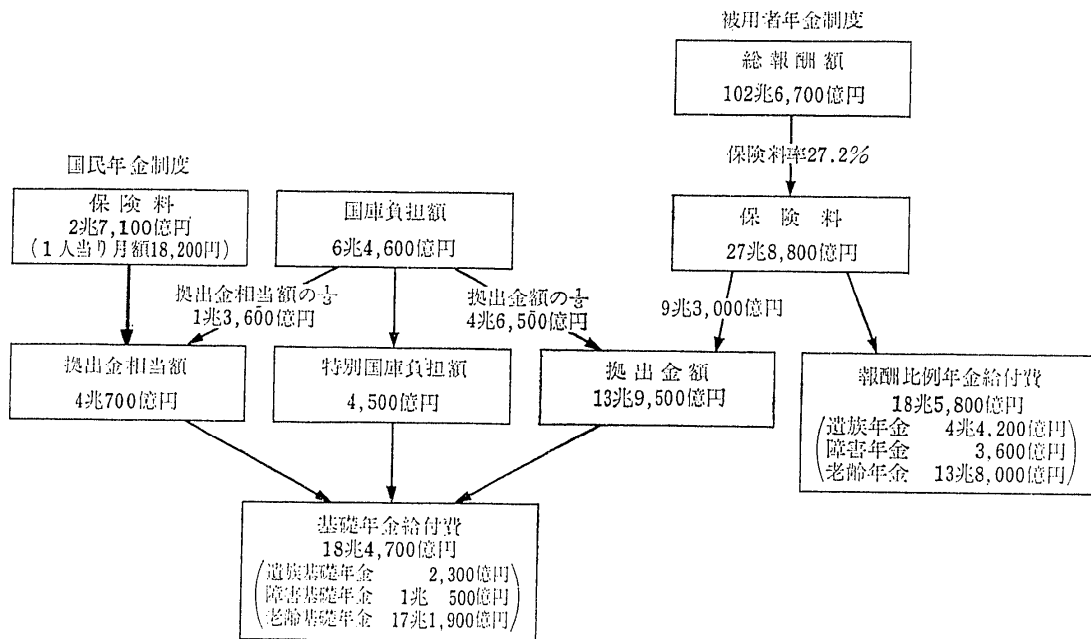


図3 給付額と負担額

以上、基礎年金と被用者年金制度の標準的なひとつのケースとして、給付と負担の試算をした。これらをまとめて図示したのが、図3である。

V 給付と負担の設計変更

(1) 年金支給開始年齢

21世紀においては高齢社会に対応するため、被用者年金制度の支給開始年齢は65歳に引き上げられているものとしたが、これが60歳のままであると仮定した場合の保険料率の上昇を推計してみる。

この影響は、給付費が直接増加することと、60～64歳の被用者年金への加入率の低下によるものが考えられる。

60～64歳の被用者年金制度の加入率が、男女とも仮定されていた昭和62年度からの上昇分の半分しか上昇しないものとする。すなわち、男子で40%、女子で11%になるものとする。60～64歳の被保険者数は、およそ50万人減少するところになる。

この被保険者数の減少による報酬額の減少はこの年齢階級の平均報酬額から、1兆6,100億円と算定される。これは総報酬額の1.6%減に相当する。

60～64歳の受給者数の増加については、被保険者であるために受給者とならない者の数を差し引き、また、60～64歳での加入期間の減少により、65歳以上の受給者の給付費が減少することを考慮する。40年加入の受給者数に換算すると、男子で200万人、女子で110万人の増加となる。これによる報酬比例部分の給付費の増加は、男女合わせて2兆6,900億円となり、定額部分の給付費は、2兆2,100億円の増加となる。これらを合計して独自給付の増加額は4兆9,000億円となる。

基礎年金については、60歳以上での被用者年金制度への加入者が減少することで、国民年金の平均加入期間が多少短縮し、基礎年金給付費が減少するが、およそ800億円程度と推計される。

以上の給付費の増減により国民年金の保険料で月額100円弱の引き下げ、被用者年金制度の保険料率は5.2%の引き上げで、32.4%となる。5.2%のうち、給付費の増加により上昇する分は4.8%、被保険者の減少による分は0.4%と推計され、給付費の増加の影響が大きいことがわかる。また、60～64歳の被保険者数の減少がもっと大きい場合も想定されるので、支給開始年齢の影響は重大である。

(2) 基礎年金の給付水準の変更

基礎年金の月額を5万5,500円から1,000円増額したとする。これは、1.8%の増額であり、この割合ですべての費用が増加する。したがって、国庫負担は1,200億円の増加、国民年金の保険料は300円の引き上げで月額1万8,500円となる。被用者年金制度の保険料率は0.2%上昇し、27.4%となる。また、逆に年金月額を1,000円減額すると、上記と同じだけ減少または引き下げとなる。

したがって、基礎年金の月額を6万円とすると、国庫負担は5,200億円の増加、保険料月額は1,500円増加して1万9,700円となる。給付水準を切り下げて、月額5万円とすると、国庫負担は6,400億円減少し、保険料月額は1,800円減額され1万6,400円となる。

(3) 報酬比例部分の給付水準の変更

被用者年金制度の報酬比例部分の給付乗率を1,000分の0.5引き上げたとする。報酬比例部分の給付費は1兆2,400億円の増加となり、保険料率は1.2%引き上げられ28.4%となる。逆に給付乗率を1,000分の0.5引き下げたとする、国庫負担は上記と同額の減少となり、保険料率は1.2%引き下げられ26.0%となる。

給付乗率を0.5%引き上げると標準的な年金額は、月額5,800円増加するが、これと同額を基礎年金の引き上げで行うと、保険料率は0.9%の上昇となる。基礎年金の引き上げのほうが対象者数は多いので給付費の増加は大きい、国庫負担があるので、保険料率の引き上げ幅は小さい。

(4) 年金支給開始年齢と給付乗率

年金支給開始年齢を60歳とし、保険料率がかわらないようにするためには、給付乗率をどの程度切り下げたらよいのか推計してみる。前記の支給開始年齢60歳の場合で、保険料率を27.2%に維持するとすれば、保険料で賄う費用を27兆4,900億円に抑えなければならない。これから、基礎年金相当の定額部分の給付費と拠出金の費用を除くと、給付乗率が1,000分の7.5の場合の報酬比例部分の給付費21兆3,200億円を16兆300億円としなければ

ならない。これから給付乗率を逆算すると1,000分の5.6となる。

(5) 国庫負担割合の変更

国庫負担を拠出金算定対象額の2分の1に増加させると、国庫負担は3兆円増加して9兆4,600億円となる。これにより、国民年金の保険料月額は4,500円引き下げられて、1万3,700円となる。被用者年金制度の拠出金のうち、保険料で賄う額は2兆3,200億円減額される。これを保険料率に換算すると、2.3%の引き下げであり、保険料率は24.9%となる。

(6) ボーナスの算入

現在の被用者年金の各制度では、保険料や報酬比例部分の算定基礎としている「報酬」⁴⁾にボーナスを含めていない。ボーナスが平均3ヵ月⁵⁾支給されているとして、これを報酬に含めたとする。

拠出にのみ含めるとすると、報酬総額は25%増加し、128兆3,400億円となるので、保険料率は5.5%引き下げられて21.7%となる。これは年金財政にとっては、保険料の取り方の問題であり財政への影響は小さいように見えるが、ボーナスの額は被保険者または事業所ごとに大きく異なるので、年金制度に与える影響は大きい。

ボーナスに掛ける保険料を給付にも反映させるとする。前述の保険料率27.2%をボーナスに掛けると、新たに6兆9,800億円の原資が生ずる。これを報酬比例給付に上積みすると、給付乗率で1,000分の2.8に相当することになる。あるいは、この原資で報酬比例部分についてだけ、年2回のボーナス給付を行うと、1回につき毎月の報酬比例部分の2.25倍の給付が行える。

(7) 給付改定方式の変更

現行の公的年金制度では、毎年、消費者物価指数に基づき物価スライドで給付改定を行い、財政再計算期には、前回財政再計算年からの賃金上昇率の累積で給付改定を行っている。したがって、長期的にみると賃金上昇率で年金の給付改定を行

っているといえる。ところが、今後とも賃金上昇率で給付改定を続けていくと、現役世代では賃金から差し引かれる税および社会保険料の増大に伴って、可処分所得の伸びは賃金上昇率よりかなり低くなることが予想される。一方、年金受給者世代では公的年金に対しては各種の所得控除により税負担がそれほど大きくならないと考えられること、社会保険料のうち年金保険料はないことにより、可処分所得は給付改定率に近い伸びを示すと考えられる。そこで、ここでは税と健康保険料を現行制度のままとし、年金保険料が増額しても被保険者と受給者で可処分所得比が、現在と同じになるような給付改定率としたとき、年金財政に与える影響を推計してみる。

被保険者のモデルとして、報酬月額が28万8,000円、ボーナスは3ヵ月分の被用者で、妻と2人の子を扶養している者を考える。受給者のモデルは、平均標準報酬月額が28万8,000円で40年加入の報酬比例年金と、夫妻がそれぞれ月額5万5,500円の老齢基礎年金を受給している者を考える。

所得税および住民税の税制、ならびに健康保険料については、現在の水準が実質的に(賃金上昇率で測って)不変のままとしたときの可処分所得⁶⁾を算定する。被保険者の可処分所得は、社会保険料月額3万3,800円および税月額9,000円が報酬月額から差し引かれて24万5,200円となる。一方、受給者の可処分所得の月額は国民健康保険料9,000円が差し引かれるだけであり、18万8,400円である。したがって、報酬額に対する年金額の比率は68.5%であるが、可処分所得比は、現在76.8%となっている。

21世紀に年金の本人分の保険料率が α に上昇したとし、現在の可処分所得比を一定に保つものとする、年金額は賃金上昇率で年金の給付改定した場合の額の β だけでよいことになる。可処分所得比が一定という条件と、給付費と保険料の関係を連立方程式⁷⁾にして解くと、 β は94.4%となる。すなわち、基礎年金月額の5万5,500円が5万2,400円、夫婦2人のモデル年金額19万7,400円は18万6,500円で被保険者と受給者の可処分所得はつり合うこととなる。この場合の保険料率2

α は、25.7%となり、賃金上昇率で給付改定をしたときの27.2%より1.5%低下する。

現実には、税額も健康保険料も増加し、その負担は受給者世代より被保険者世代に多く掛かることになると思われるので、年金改定率はさらに低くても可処分所得比は保たれよう。また、モデルの設定によっても、これらの数値は変わると考えられるが、この例からみても年金財政への影響は大きく、重要な検討課題であろう。

〔付 記〕

本研究は社会保障研究所のプロジェクト「21世紀の社会保障に関する研究」の年金分科会の一部をなすものであり、草稿の段階で地主委員をはじめ同分科会委員により討議をしていただいた。特に、堀幹事には第V節について有益な御助言を多々いただいた。厚く感謝の意を表したい。

注

- 1) 年齢別の出生率と死亡率が一定のまま人口が推移すれば、総人口は増加または減少しながらも、年齢構造は不変となる。これを安定人口という。さらに、出生率が人口再生産の水準に等しくなれば、総人口も一定となるが、このような人口を静止人口または定常人口という。
- 2) 賦課方式で財政運営がなされる制度であっても、実際の運営にあたっては、給付に支障をきたさないように支払準備金としての積立金を保有する。また、純賦課保険料(率)は年度ごとに変動するが、徴収保険料(率)は安定させる必要があるため、そのためにもある程度の積立金を保有する。
- 3) 老齢基礎年金の40年加入の年金額は、平成元年度4月分以降、月額5万5,500円に改定される。昭和62年度の月額は5万2,208円であったので、昭和62年度価格を平成元年度価格に換算するには、 $55,500/52,208=1.063$ を掛けることとする。
- 4) 例えば、厚生年金保険法では、第3条第1項第3号で「報酬」を定義しており、「3月を超える期間ごとに受けるもの」は、「報酬」に含めないこととしている。
- 5) 労働省の毎月勤労統計調査月報によれば、昭和63年平均で、事業所規模5人以上でサービス業を除く調査産業計の「特別に支払われた給与」(ボーナスに相当)は月額6万8,685円であり、「きまって支給する給与」(報酬に相当)は月額23万3,887円であるので、ボーナスは年間で3.5ヵ月分にあたるが、ここでは従来の慣例により3ヵ月分とする。
- 6) 可処分所得は次のとおり。
○被保険者
報酬月額を28万8,000円、ボーナスを3ヵ月とす

ると、年間収入は432万円となる。給与所得控除後の給与所得は簡易給与所得表から296万1,000円となる。社会保険料控除は、健康保険について政府管掌保険として本人負担の保険料率は4.45%であり、年金保険について厚生年金保険として本人負担保険料率は7.3%であるので、合計15万3,800円となる。さらに、所得税では、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除（2人分）、基礎控除がそれぞれ35万円あり、住民税（平成2年度以降適用）ではそれぞれ30万円ある。これらを控除すると、所得税の課税総所得金額は80万4,900円となり所得税は8万円である。住民税の課税総所得金額は105万4,900円となり、市町村民税の均等割を2,700円として、所得割が3万1,600円、道府県民税が2万1,100円となり、地方税額は5万5,400円となる。税はボーナスにもかかるので、税の月額はこれらの合計を15ヵ月で除した9,000円となる。可処分所得の月額は、報酬月額から社会保険料の月額と税の月額を減じた24万5,200円となる。

○年金受給者

年金月額は本人の報酬比例年金と老齢基礎年金、および、妻の老齢基礎年金を合わせて19万7,400円となるが、公的年金等控除および基礎控除等により、所得税および住民税の課税総所得額は0となり、課税されない。国民健康保険料が月額9,000円かかるとして、この世帯の可処分所得の月額は18万8,400円となる。

7) 年金の本人分保険料率が α となったときの年金改定率の低下を β とすると、次の連立方程式が成り立つ。

(1) 可処分所得比を一定とする。

$$\begin{aligned} & \{ \text{報酬月額} - \text{健康保険料月額} - \text{報酬月額} \times \alpha \\ & \quad - \text{税月額} (\alpha \text{ の関数}) \} \times \text{可処分所得比} \\ & = \text{年金月額} \times \beta - \text{健康保険料月額} \end{aligned}$$

ここで、

$$\begin{aligned} \text{税月額} = & (\text{給与所得} - \text{健康保険料年額} \\ & - \text{基礎控除等} - \text{報酬月額} \times 12 \\ & \times \alpha) \times \text{所得税率} \div 15 + (\text{給与所得} \\ & - \text{健康保険料年額} - \text{基礎控除等} \\ & - \text{報酬月額} \times 12 \times \alpha) \times \text{地方税率} \\ & \div 15 + \text{地方税均等割額} \end{aligned}$$

(2) 保険料率と給付費の関係による。

$$\text{総報酬額} \times 2\alpha = \text{給付費 (賃金スライド)} \times \beta$$

参考文献

- [1] 厚生省人口問題研究所編『日本の将来推計人口、昭和61年12月推計』、厚生統計協会、1987年。
 - [2] 厚生省年金局数理課監修『年金と財政』、社会保険法規研究会、1985年。
 - [3] 厚生省人口問題研究所『日本の将来推計人口、昭和56年11月推計』研究資料第227号、1982年。
 - [4] 厚生省年金局『厚生年金保険・国民年金、昭和55年財政再計算結果』年金数理シリーズ、No. 9、1981年。
 - [5] 「年金改正特集」『週刊社会保障』第43巻、5月8日号、社会保険法規研究会、1989年。
 - [6] 社会保険庁編『事業年報、昭和62年度版』、社会保険協会、1988年。
- (はなだ・きょう
厚生省人口問題研究所人口統計学研修室長)